

1. 件名：中国電力（株）島根原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設の新規制基準適合性審査に関する現地調査

2. 日時：令和5年8月29日（火）8時15分～15時10分

3. 場所：

中国電力株式会社 島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片句 654-1）

4. 調査者：

原子力規制委員会 石渡原子力規制委員

原子力規制庁 原子力規制部

大島原子力規制部長

地震・津波審査部門

内藤安全規制管理官、野田企画調査官、他6名

5. 対応者：

中国電力株式会社 北野 代表取締役副社長執行役員

長谷川 常務執行役員電源事業本部副本部長 他18名

6. 要旨：

- (1) 令和4年2月28日に申請のあった島根原子力発電所2号炉の設置変更許可申請のうち、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る地盤（敷地の地形、地質・地質構造）に関して、露頭、ボーリングコア、及び薄片の観察を通じ、これまで審査会合において事業者から説明があったシーム及び不連続面（小規模な断層）の分布・性状、並びにシームの活動性評価について現地で直接確認を行った。
- (2) 石渡委員及び原子力規制庁は、中国電力（株）に対して、以下について説明することを求めた。

- ① 事業者が活動性の評価対象としていない岩盤中の「不連続面」については、分布・性状等を整理した上で、評価対象にしなくてもよいとすることの根拠を説明すること。
- ② 基礎データの充実化の観点から、ボーリングコアで認められる緑灰色の凝灰岩について鉱物の分析を行い、結果を示すこと。
- ③ シームの活動性評価に用いた薄片観察結果について、最新面と認定した事業者の考え方を確認するとともに、鉱物脈晶出後に最新面が変位・変形していないとの評価を補強すること。

(3) 中国電力(株)から、了解した旨の回答があった。

7. 提出資料:

- ・ 島根原子力発電所 新規制基準適合性審査に係る現地調査 補足説明資料 (※非公開資料)
- ・ 島根原子力発電所 2号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地盤 (敷地の地形, 地質・地質構造) (コメント回答) (※非公開資料)

※ 提出資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。